

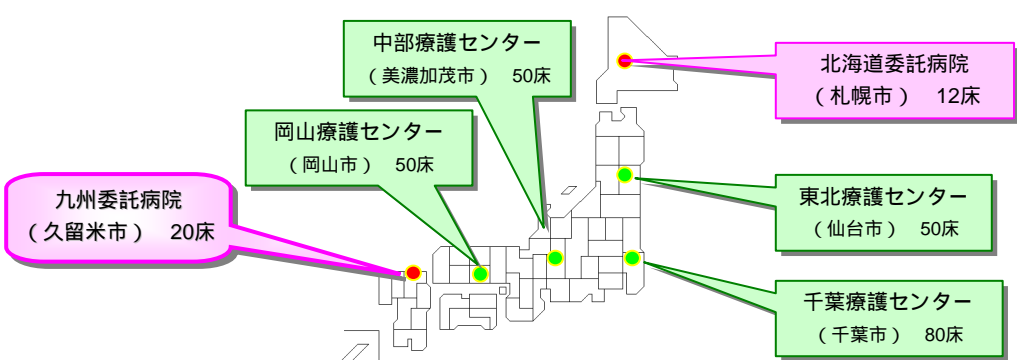
「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」 報告書に係るフォローアップ

国土交通省 自動車交通局

平成21年6月12日

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」報告書に係るフォローアップ

1. 斜字は、前回の懇談会以降の新規取組み。
2. 【 】は資料2において、詳細な資料があるもの。

項 目	指 摘 内 容	取 組 状 況
1. 重度後遺障害者が専門的な治療・看護を受けられる機会の確保		
(1)療護センターの活用	療護センターの長期滞留傾向の解消	平成 19 年 4 月以降の入院から入院期間を最長 3 年間に設定し、現在、長期滞留傾向は概ね解消されている。
	療護センターの認知度の向上	脳神経外科・意識障害者学会や医療専門誌等への発表を積極的に実施。(平成 20 年度実績:学会発表 93 件、専門誌発表 13 件) <i>療護センターのMSW(メディカル・ソーシャル・ワーカー)からMSW協会等への広報を実施。</i>
	療護センターの治療・看護技術の普及	短期入院協力病院(以下「協力病院」)等に対する研修及び意見交換会を実施。 <i>平成 20 年 10 月、NASVAが岐阜大学等と「連携大学院」協定を結び、医学部大学院生を中部療護センターに受け入れ、研究指導を開始。</i>
(2)療護センター機能の委託 【 】	意欲ある一般病院に対し、療護センター機能を委託し、治療・看護機会の拡充	北海道・九州地区において、療護センター機能の一部を委託する一般病院を選定した後、平成 19 年 12 月より患者の受入を開始し、現在まで順調に経過。 

(3)短期入院協力病院の拡充等【 】	短期入院協力病院の指定数を増やし、各都道府県に協力病院を確保	平成 20 年度に 12 病院を追加指定し、これまでに 79 病院を指定済。各都道府県に 1 以上の協力病院を確保。
	協力病院と療護センター等との連携・交流	<p>受入設備(介護用特殊浴槽、介護リフト等)の整備や、療護センターへの研修に係る費用等を支援。</p> <p>各療護センターにおいて、協力病院のサービスレベル向上を目的とした「短期入院協力病院意見交換会」を開催し、病院間の意見交換及び療護センターからの助言等を実施。</p> <p>療護センターの治療・看護等の内容を紹介した協力病院向け DVD を作成し、配布。</p> <p>協力病院に対するアンケート調査により研修ニーズを把握し、各療護センターにおける研修プログラムを作成。</p> <p>NASVAにおいて、広報誌や介護料受給世帯への訪問支援サービスにより、協力病院の利用案内を実施。</p>
(4)介護料の支給対象品目等の見直し	介護料の支給対象品目をニーズの高いものへ見直し	重度後遺障害者世帯からニーズが高かった 紙おむつ 尿とりパッド 痰吸引用カテーテルの 3 品目について、平成 19 年度より介護料支給対象品目に追加。
	介護料や短期入院費用助成に関する支給要件見直し	<p>平成 19 年度より、事情に応じ、14 日を超える短期入院についても、助成を認めることとした。(平成 20 年度実績:121 件)</p> <p>特 種(脳損傷者)の介護料支給対象者に 2 年度ごとに提出を求めている診断書について、提出期間の延長の具体案を調整中。</p>

2.心のケアや情報提供を受けることが出来る環境の整備

<p>(1)関係機関等との連携体制の構築【 】</p>	<p>国土交通省を中心に、関係機関(市区町村・都道府県警察・救急病院等)、関係団体(医師会・弁護士会等)との連携体制の構築</p>	<p>関係機関・団体との連絡調整、地方運輸局及びNASVAへの指導を行うとともに、被害者保護に係る企画・立案を総合的につかさどる「被害者保護企画官」を、平成20年7月より、国土交通省自動車交通局保障課に設置。</p> <p><i>被害者家族の精神的負担の実情、被害者家族相互の癒しの活動実態等を把握するとともに、心のケアに係る環境整備に向けた検討を行うための調査を平成21年度に実施する。</i></p>
<p>(2)自動車事故対策機構による相談対応や情報提供の充実【 】</p>	<p>相談窓口機能の充実・提供情報の拡充</p> <p>被害者家族が必要とする各種情報の資料化・配付</p> <p>関係機関への積極的なPR・広報活動</p>	<p>各関係機関・団体が行っている各種支援策の情報を集約し、交通事故被害者やその家族に対し総合的な情報提供を行う窓口として、平成19年10月、「NASVA 交通事故被害者ホットライン」を開設した。</p> <div data-bbox="2368 856 2822 1121" data-label="Image"> <p>※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話することができます。PHS・IP電話からは03-3288-3671にお電話ください。</p> </div> <p>平成19年度より、NASVA支所の担当者が介護料受給者の各家庭に訪問して個別相談に応じる「NASVA訪問支援サービス」を開始。</p> <p><i>平成20年度より、NASVA支所において、被害者団体との意見交換を行うための連絡会議を開始。</i></p> <p>国土交通省の自賠責保険ホームページを「自賠責保険ポータルサイト(www.jibai.jp)」としてリニューアルした。</p> <p><i>交通事故被害者向けの小冊子を作成し、全国の自動車教習所や医療機関等の関係機関に備置した。</i></p>

(3)被害者団体の活動の支援	国土交通省、自動車事故対策機構による被害者団体等の活動の後援	国土交通省及び NASVA において、「日本脳外傷友の会」「全国遷延性意識障害者家族の会」年次総会等を後援。
	被害者の活動の広報	被害者保護企画官が被害者団体の総会や講習会に出席し、団体の活動内容を関係機関等に報告。 NASVA訪問支援サービス時に、家族会等を紹介。

3. 損害賠償の保障の充実

(1) 高次脳機能障害認定システムの充実	現行の高次脳機能障害認定システムについて、専門家の意見を踏まえ問題の有無等を検討	損害保険料率算出機構に設置された検討委員会での検討の結果、調査様式の改定等の見直しが実施され、平成 19 年 4 月より、見直し後の認定システムによって審査を開始。20 年度の新システムによる審査件数は9割超。
(2) 政府保障事業における運用の変更	可能な限り自賠償保険に近い損害てん補が行われるよう運用を変更	政府保障事業の損害てん補基準を告示したほか、平成 19 年 4 月より、政府保障事業における重過失減額制度を導入。 保険法制定に合わせ、自賠法を改正し、政府保障事業への請求時効を2年から3年に延長(平成 22 年施行予定)。 【参考】自賠償保険の本人請求(15 条)、被害者請求(16 条)についても同様に、請求時効を2年から3年に延長(平成 22 年施行予定)。

4. その他の被害者救済対策

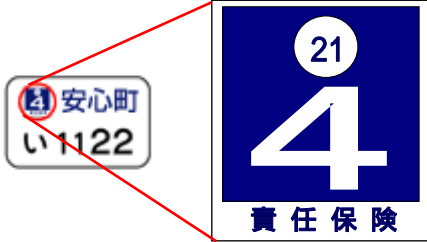
(1) 診療報酬基準案の全国的な浸透	診療報酬基準案の全国的な浸透	山梨、岡山の2県について、医師会・損保業界間で、実現に向け協議中。														
(2) 自賠責保険の保険金限度額の検証	自賠責保険の保険金限度額について、現時点の総損害額の実態調査し、現行水準を検証	損害保険協会の協力により、平成 19 年度の死亡及び重度後遺障害に該当する事案の実態調査を行い、平成 17 年度の検証結果との比較を行ったところ、損害額に大きな変動は見られなかった。														
(3) 自賠責保険金の支払適正化措置等の充実	国土交通省における審査システムの改善等審査体制の強化	保険金支払に関する重要事案の審査及び立入検査について、より効率的で迅速なシステムや業務実施の方策を、損害保険料率算出機構等の協力を得ながら、検討中。														
	紛争処理機構の審査体制の充実	<p>申請件数の増加に対応すべく、紛争処理委員会の開催数を増回するとともに、紛争処理事務処理人員を増員するなど、体制を整備。</p> <table border="0" data-bbox="1673 1024 2674 1171"> <tr> <td>(申請件数)</td> <td>平成 14 年度</td> <td>250 件</td> <td>平成 20 年度</td> <td>811 件</td> </tr> <tr> <td>(紛争処理委員会)</td> <td>平成 14 年度</td> <td>54 回</td> <td>平成 20 年度</td> <td>220 回</td> </tr> <tr> <td>(紛争処理委員)</td> <td>平成 14 年度</td> <td>46 人</td> <td>平成 20 年度</td> <td>103 人</td> </tr> </table> <p>機構内に設けた検討会の結論に沿って、平成 20 年 10 月以降、順次、申請書・照会書の様式の改定、顧問医師による申請書類の事前点検、当事者との面談の試行実施等の改善策を具体化中。</p>	(申請件数)	平成 14 年度	250 件	平成 20 年度	811 件	(紛争処理委員会)	平成 14 年度	54 回	平成 20 年度	220 回	(紛争処理委員)	平成 14 年度	46 人	平成 20 年度
(申請件数)	平成 14 年度	250 件	平成 20 年度	811 件												
(紛争処理委員会)	平成 14 年度	54 回	平成 20 年度	220 回												
(紛争処理委員)	平成 14 年度	46 人	平成 20 年度	103 人												
(4) 重度後遺障害者の生活支援に関する議論等【 】	生活支援に係る障害福祉施策の現状、「親亡き後」の実態把握に努め、関係者と真摯に議論を継続	<p>平成 20 年度、「親亡き後」の実態等の調査を行うとともに、有職者、関係者による検討会を開催し、生活支援のあり方を検討。</p> <p>21 年度は、介護者への情報支援を目的として、官民連携による情報ネットワークを構築するためのモデル事業を実施する。</p>														

<p>(5)保険会社等による対応</p>	<p>保険会社等において、一層の適正化を図るための検討を行い、適切な対応を行う</p>	<p>平成 20 年度、保険会社において、後遺障害等級認定に係る再診断制度を再構築するため、再診断委嘱契約を全国 61 ヶ所の病院と締結し直した。今後も順次再契約を行う。</p> <p>損害保険各社及び損害保険料率算出機構と意見交換会を開催し、苦情対応や支払適正化の体制、改善策等について意見を交わした。今後、保険会社等の研修会に保障課から講師を派遣して、被害者保護の重要性等を直接説明の予定。</p>
----------------------	---	---

5. 事故発生防止対策

<p>事故発生防止対策の見直し 【 〃 】</p>	<p>新たな安全対策の方向性を踏まえた見直し、重点化に努める</p>	<p>ASV(衝突被害軽減ブレーキ)の普及を促進するため、平成 19 年度に補助制度を創設。</p> <div data-bbox="1804 884 2546 995" data-label="Image"> </div> <p>追突する若しくは追突の可能性が高いとコンピュータが判断すると、ブレーキを作動。</p> <p>平成 20 年度より、トラック事業を対象とした安全対策を促進するための補助事業を実施。</p> <p>平成 19 年度より、ドライブレコーダを活用したヒヤリハット等のデータを乗務員の安全教育に活用するための方策の調査・検討を行い、それを踏まえて、本年夏に活用手順書を作成予定。</p> <p>平成 21 年 3 月、ドライブレコーダーの普及を促すためのリーフレットを作成し、安全運転管理者等講習会の受講者やレンタカー事業者等に配布。</p> <p>事業用自動車に係る事故の削減に取り組むため、今後 10 年間に取り組むべき計画を定めた「事業用自動車総合安全プラン2009」を平成 21 年 3 月に策定。</p>
-------------------------------	------------------------------------	---

6. 引き続き検討すべき課題

<p>(1)救急治療の支援</p>	<p>ドクターヘリ等新たな救急手段の動向を踏まえつつ、厚生労働省における施策との連携・協力を検討</p>	<p>救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法施行(平成 19 年 6 月)後 3 年を目途として、健康保険法等に基づく支払について検討を行うこととされている。なお、厚生労働省の都道府県に対する運航費等の補助について、平成 21 年 3 月より、特別交付税によって地方負担分の 2 分の 1 が手当てされることとされた。</p>
<p>(2)無保険車対策</p>	<p>関係省庁との調整による効果的な無保険車対策を検討</p>	<p>無保険車に対する全国一斉の街頭指導を保険会社、代理店等と共同実施したほか、大学当局の協力を仰ぎ、学内における無保険車の監視活動を実施する等、連携する関係団体を拡充した。(なお、当該大学当局から、新入生に対する自賠償保険の講師依頼があり、説明会を実施した。)</p> <p>原付等の無保険車の取締りを強化するため、保険標章の視認性を高めることができるよう、標章(ステッカー)の色を保険契約が満期となる年ごとに変える等のデザイン変更を検討中。</p> <div style="text-align: right;">  </div>